

脱退手続きについて

資格に関わる手続きは、14 日以内に必要書類をご郵送ください。

☆組合員が市区町村の国民健康保険にうつる場合

1. 資格喪失届

- * 芸能人国保の資格確認書は市区町村国保の加入後にご返却下さい。
- * 資格喪失日はお届けいただいた翌月 1 日になります。

☆就職・法人設立・扶養認定等により勤務先の保険に加入する場合

1. 資格喪失届/家族資格喪失届
2. 芸能人国保の資格確認書（マイナ保険証未登録の方のみ）
3. 次に加入した健康保険の資格取得年月日が確認できるもの（該当者全員）
「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」のいずれかのコピー

☆適用事業所を退職によりやめる場合

1. 資格喪失届
2. 芸能人国保の資格確認書（マイナ保険証未登録の方のみ）
3. 厚生年金の被保険者資格喪失確認通知書のコピー

☆組合員の住民票が認定地域外へ移動する場合

1. 資格喪失届
2. 芸能人国保の資格確認書（マイナ保険証未登録の方のみ）
3. 新しい住所地の世帯全員の住民票
 - * 資格喪失日は原則として住民票を移動した日です。
 - 住民票に転入日、転出日を記載するよう役所へご依頼ください。

☆家族の住民票が組合員とは別世帯に移動した場合

1. 家族資格喪失届
2. 芸能人国保の資格確認書（マイナ保険証未登録の方のみ）
3. 組合員の世帯全員の住民票
4. 移動する家族の新しい住所地の世帯全員の住民票
 - * 資格喪失日は原則として住民票を移動した日です。
 - 世帯分離の日付を住民票に記載するよう役所へご依頼ください。

☆海外へ転出する場合

1. 資格喪失届/家族資格喪失届
2. 芸能人国保の資格確認書
（マイナ保険証未登録の方のみ）
海外転出日が記載された世帯全員の住民票
- * 資格喪失日は原則として海外転出日の翌日です。海外転出日を住民票に記載するよう役所へご依頼ください。

☆生活保護が適用された場合

1. 資格喪失届
2. 芸能人国保の資格確認書
（マイナ保険証未登録の方のみ）
3. 生活保護適用決定通知書/生活保護適用受給者証

芸能人国保の資格情報のお知らせは、芸能人国保脱退後に返却不要です。
個人情報に配慮したうえで廃棄をお願いします。